

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月11日

さいたま市長

清水 乃人

さいたま市条例第 38 号

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市議会委員会条例（平成 13 年さいたま市条例第 286 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 〔略〕 (2) <u>子ども文教委員会</u> 12 人 子ども未来局及び教育委員会に関する事項 (3) 市民生活委員会 12 人 市民局、 <u>スポーツ文化局</u> 、環境局及び消防局に関する事項 (4) 保健福祉委員会 12 人 保健衛生局及び <u>福祉局</u> に関する事項 (5)・(6) 〔略〕 2～4 〔略〕	（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 〔略〕 (2) <u>文教委員会</u> 12 人 <u>スポーツ文化局</u> 及び教育委員会に関する事項 (3) 市民生活委員会 12 人 市民局、環境局及び消防局に関する事項 (4) 保健福祉委員会 12 人 保健衛生局、 <u>福祉局</u> 及び <u>子ども未来局</u> に関する事項 (5)・(6) 〔略〕 2～4 〔略〕

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 12 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市議会委員会条例第 2 条第 1 項に規定する文教委員会、市民生活委員会又は保健福祉委員会の委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）である者は、それぞれこの条例による改正後のさいたま市議会委員会条例第 2 条第 1 項に規定する子ども文教委員会、市民生活委員会又は保健福祉委員会の委員となるものとし、その任期は、この条例の施行の

日における改正前のさいたま市議会委員会条例第2条第1項に規定する文教委員会、市民生活委員会又は保健福祉委員会の委員としての残任期間と同一の期間とする。